

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2017年（平成29年）3月8日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

- 1 改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
公布の日

提案理由

この規則を提出したのは、教育委員会における公印の取扱に関する規定を整備する必要がある。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

教育委員長

小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）

の一部を次のように改正する。

別表第3中

藤沢市教育委員会教育長之印藤沢市教育文化センター専用	7	てん書	方21	木印	1	教育文化センター事業に関する文書	教育文化センター長	を
藤沢市八ヶ岳野外体験教室所長之印	8	削除						」
藤沢市教育委員会教育長之印藤沢市教育文化センター専用	7	削除						に
藤沢市八ヶ岳野外体験教室所長之印	8	削除						」

改める。

別表第4中

藤沢市教育委員会教育長之印藤沢市教育文化センター専用	7	を	削除	に改める。
----------------------------	---	---	----	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(公印等)</p> <p>第13条 公印の名称，寸法，書体，用途等は，別表第3のとおりとし，そのひな型は別表第4のとおりとする。</p> <p>2 前項の公印の取扱いについては，藤沢市公印規則(昭和32年藤沢市規則第17号)の定めるところによる。この場合において，「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と，「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p>	<p>(公印等)</p> <p>第13条 公印の名称，寸法，書体，用途等は，別表第3のとおりとし，そのひな型は別表第4のとおりとする。</p> <p>2 前項の公印の取扱いについては，藤沢市公印規則(昭和32年藤沢市規則第17号)の定めるところによる。この場合において，「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と，「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p>

別表第3（抜粋）

改正後（案）

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市教育委員会教育長之印藤沢市教育文化センター専用	7	削除					
藤沢市八ヶ岳野外体験教室所長之印	8	削除					

現行

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市教育委員会教育長之印藤沢市教育文化センター専用	7	てん書	方21	木印	1	教育文化センター事業に関する文書	教育文化センター長
藤沢市八ヶ岳野外体験教室所長之印	8	削除					

別表第4（抜粋）

改正後（案）

7	8	9	
削除	削除	<table border="1"> <tr> <td>藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 何 々 公 民 館 専 用</td> </tr> </table>	藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 何 々 公 民 館 専 用
藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 何 々 公 民 館 専 用			

現行

7	8	9		
<table border="1"> <tr> <td>藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 藤 沢 市 教 育 文 化 セ ン タ ー 専 用</td> </tr> </table>	藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 藤 沢 市 教 育 文 化 セ ン タ ー 専 用	削除	<table border="1"> <tr> <td>藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 何 々 公 民 館 専 用</td> </tr> </table>	藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 何 々 公 民 館 専 用
藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 藤 沢 市 教 育 文 化 セ ン タ ー 専 用				
藤 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 之 印 何 々 公 民 館 専 用				